

# 枚方市教育委員会 協議会 資料

## 案件

- 1 中学生学びチャレンジ事業費にかかる平成27年度中学生チャレンジテスト結果の公表について
- 2 平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表について

○開催日 平成28年1月22日  
○開催場所 輝きプラザきらら3階  
教育委員会室



# 中学生学びチャレンジ事業費にかかる平成 27 年度中学生 チャレンジテスト結果の公表について

学校教育部 教育指導課

## 1. 内容

中学生学びチャレンジ事業費にかかる平成27年度中学生チャレンジテスト結果については、これまで本市が実施している全国及び大阪府学力・学習状況調査結果、中学生チャレンジテスト結果の公表の方針を踏まえ、結果概要、設問ごとの正答率等の公表を行うものです。

## 2. 経過

- (1) 平成 27 年第 3 回枚方市教育委員会定例会(平成 27 年 3 月 13 日開催)において、「全ての枚方市立中学校が中学生学びチャレンジテスト事業費にかかる平成 27 年度中学生チャレンジテストに参加する」、「大阪府教育委員会から提供された『評定の範囲』を活用し、学校の評価活動の改善と充実を図る」、「調査結果の公表については、本調査に関する実施要領に基づき、学力向上等に向けた取組の具体的な成果と課題に目を向けてもらうことが重要であるという観点から、基本的にはこれまでの本市の方針に基づき、公表する予定とし、詳細については、改めて論議する」の 3 点が確認されました。
- (2) 全国学力・学習状況調査結果について、これまで成果と課題をより具体的に整理し、教育指導や学習状況の改善等に役立てることが可能であるとの判断から、個々の学校名を明らかにした公表は行わず、教科ごとの分析結果、設問ごとの正答率、生活習慣や学習習慣と学力との相関関係の高いもの及び本市の特徴的な生活習慣等の公表を行ってきました。

## 3. 公表の時期等

調査結果提供後 2 か月程度をめどに、ホームページ等で公表します。

## 4. 参考資料

次ページのとおり

中学生学びチャレンジ事業費にかかる  
平成27年度中学生チャレンジテスト 実施要領

1 調査目的

- (1) 大阪府教育委員会が、府内における生徒の学力を把握・分析することにより、大阪の生徒の課題の改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 市町村教育委員会や学校が、府内全体の状況との関係において、生徒の課題改善に向けた教育施策及び教育の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組みを通じて、学力向上のためのPDCAサイクルを確立する。
- (3) 学校が、生徒の学力を把握し、生徒への教育指導の改善を図る。
- (4) 生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解することにより、自らの学力に目標を持ち、また、その向上への意欲を高める。
- (5) 大阪府教育委員会は、調査結果を活用し、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料を作成し、市町村教育委員会及び学校に提供する。

2 調査実施日

平成28年1月13日（水）

3 調査対象

- (1) 原則として、府内の市町村立中学校、特別支援学校及び府立支援学校中学部（以下「学校」と言う。）の第1学年、第2学年を対象とする。
- (2) 特別支援学校、府立支援学校中学部及び中学校の支援学級に在籍している生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する生徒は、調査の対象としないことを原則とする。
  - ① 下学年の内容などに代替して指導を受けている生徒
  - ② 知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校及び府立支援学校の教科の内容の指導を受けている生徒

4 調査内容

- (1) 教科は、第1学年で、国語、数学及び英語、第2学年で国語、社会、数学、理科及び英語とする。また、生徒に対するアンケートを実施する。
- (2) 出題範囲は、調査する学年の指導事項を原則とし、別紙のとおりとする。
- (3) 出題形式は、選択式及び短答式に加え、記述式の問題とする。

## 5 調査実施場所及び調査時間

- (1) 調査実施場所は、各学校とする。
- (2) 調査時間は、1教科あたり45分とする。

## 6 調査の実施体制

調査の実施体制は、以下のとおりとする。

- (1) 調査は、大阪府教育委員会が市町村教育委員会の協力を得て実施する。なお、調査の一部（調査問題等の作成・配送・回収、調査結果の採点・集計、教育委員会・学校への提供作業等）は、大阪府教育委員会が民間機関に委託して実施する。
- (2) 市町村教育委員会は、調査にあたり、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等を行う。
- (3) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会の指示・指導・助言等に基づき調査実施にあたる。
- (4) 調査実施に関するスケジュールについては、別途示す。

## 7 調査結果の取扱い

### (1) 調査結果の示し方

- ① 各学年の教科ごとの得点分布及び平均得点
- ② 各学年の教科の問題ごとの正答率及び無解答率
- ③ その他、調査の目的の達成に資する調査結果等

### (2) 調査結果の提供

- ① 大阪府教育委員会は、調査の目的の達成に資するため、原則として以下の調査結果を提供する。

ア 市町村教育委員会に対しては、その設置管理する学校全体の調査結果、その設置管理する学校ごとの調査結果及び府全体の調査結果等

イ 学校に対しては、当該学校全体の調査結果、各生徒の調査結果及び府全体の調査結果等

ウ 生徒に対しては、当該生徒にかかる調査結果及び府全体の調査結果等

- ② 学校は、調査に参加した生徒に対して、当該生徒にかかる調査結果及び府全体の調査結果を配付すること。

### (3) 調査結果の活用

大阪府教育委員会、市町村教育委員会及び学校においては、調査の目的を達成するため、調査結果を活用した多面的な分析を行い、以下のような取組みに努めることとする。

- ① 大阪府教育委員会は、調査結果を踏まえ、市町村教育委員会及び学校における取組み

に対して必要な支援等を行うなど、府内全体の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこととする。

- ② 市町村教育委員会においては、調査結果を踏まえ、設置管理する学校における取組みに対して必要な支援等を行うなど、域内の教育施策及び教育の改善に向けて取り組むこと。
- ③ 各学校においては、調査結果を踏まえ、生徒の学力の向上をめざし、自らの教育の改善に向けて取り組むこと。
- ④ 上記の取組みを進めるにあたっては、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切な連携を図ること。

#### (4) 教育委員会及び学校による調査結果の公表

調査結果の公表については、教育委員会や学校が、教育施策及び教育について、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要であることを踏まえ、以下のとおりとする。

- ① 大阪府教育委員会は、大阪府全体の状況及び市町村ごとの状況にかかる調査結果を公表する。
- ② 市町村教育委員会は、域内の状況にかかる調査結果の公表に努めること。  
また、自らが設置管理する学校の調査結果については、それぞれの判断において公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 学校は、保護者等に自校の結果について、教育上の効果や影響等を考慮した上で、公表することは可能であること。

#### (5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、生徒等への影響を十分配慮し、各学校の教育活動に支障を及ぼすことのないよう、また、調査の適切な遂行に支障を及ぼすことのないよう十分配慮すること。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続き等は以下のとおりとする。

- ① 公表にあたっては、教育上の効果や影響等を考慮した上で、適切な内容と方法で行うこと。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均得点などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。  
さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ 調査結果の公表を行う市町村教育委員会又は学校においては、調査の目的に加え、調

査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。

- ④ 市町村教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果について公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。

なお、平均得点などの数値について一覧での公表や数値により順位を付した公表などは行わないこと。

- ⑤ 大阪府教育委員会は、学校ごと（設置管理する中学校が1校しかない町村にあつては、町ごと又は村ごと）の調査結果については、大阪府情報公開条例第8条第1項第4号の規定を根拠として、同条例における非公開情報として取り扱うこととする。なお、学校名を明らかにしない公開であっても同様とする。

また、市町村教育委員会は、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく規定を根拠とし、本実施要領の趣旨を十分踏まえ、適切に対応すること。

## 8 留意事項

### (1) 市町村教育委員会及び学校における実施・活用体制等

調査を実施するとともに、調査結果を活用するにあたり、以下の体制を整備することとする。

- ① 市町村教育委員会においては、調査責任者及び調査担当者を指名するとともに、設置管理する学校からの相談に対応するなど、適切な実施体制を整備すること。
- ② 学校においては、調査責任者及び調査担当者を指名し、適切な実施体制を整備すること。
- ③ 市町村教育委員会及び学校においては、調査の実施にあたって、その目的や内容、調査結果の取扱い等を生徒、保護者等に周知すること。
- ④ 市町村教育委員会及び学校においては、調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
- ⑤ 市町村教育委員会及び学校においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に活用するとともに、管理を徹底すること。
- ⑥ 市町村教育委員会及び学校においては、調査結果の分析やこれを活用して教育施策及び教育の改善を進めるための体制を整備すること。

### (2) 個人情報の保護

- ① 大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、生徒の個人名等を取得しない調査方法を用いる。
- ② 市町村教育委員会及び学校は、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関連法令又は地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り

扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査は、市町村教育委員会及び学校の協力を得て実施するものであるが、学校保健安全法第20条や学校教育法施行規則第63条に示される臨時休業が生じた場合など、調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、市町村教育委員会及び学校の判断により、調査実施日以降に別途調査することができる。この場合、全体の集計からは除外することとするが、市町村教育委員会及び学校の求めに応じて、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

教育課程上の位置付けについては、市町村教育委員会及び学校の判断により、当該教科の授業時数の単位時間の一部として取り扱うことができる。

(5) 障がいのある生徒への対応

障がいのある生徒については、学校の判断により、当該生徒の障がいの種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を行うこと。

(6) 日本語指導が必要な生徒に対する配慮

日本語指導が必要な生徒については、原則として、他の生徒と同様の授業を受けている生徒は、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、社会、数学、理科、及び英語の時間に、別室等で他の生徒とは異なる学習指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことができる。なお、調査を行うにあたっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を行うこと。

(7) 調査実施マニュアルの作成・配付

調査の具体的な実施方法等については、別途示す。

## 9 評定の範囲

(1) 「評定の範囲」の作成

大阪府教育委員会は、調査結果を活用して、学校の評価活動の改善と充実を図るとともに、大阪府公立高等学校入学者選抜における評定の公平性の担保に資する資料として、「評定の範囲」を作成する。

(2) 「評定の範囲」の作成方法

- ① 「評定の範囲」の作成にあたっては、調査対象校から一定数の学校（以下「抽出校」と言う。）を抽出する。
- ② 抽出校は、個々の生徒の当該年度の1学期及び2学期（2学期制の抽出校にあつてはそれに準じる期間）を通じた学習の実現状況に基づいて推定される成績（以下「仮評定」と言う。）を大阪府教育委員会へ提供すること。なお、各抽出校が提供する仮評定は以下のとおりとし、具体的な提供方法等については、別途示す。



ア 第1学年 国語、数学及び英語

イ 第2学年 国語、社会、数学、理科及び英語

- ③ 大阪府教育委員会は、提供された仮評定と調査の結果を分析し「評定の範囲」を作成する。
- (3) 評価活動の改善・充実に資する「評定の範囲」の活用
- ① 大阪府教育委員会は、「評定の範囲」を市町村教育委員会へ提供する。
- ② 市町村教育委員会は、域内の学校へ「評定の範囲」を示すとともに、それを活用し学校の評価活動の改善と充実に資すること。
- ③ 学校は、「評定の範囲」を活用し、自校の評価活動の改善と充実に資すること。
- (4) 大阪府公立高等学校入学者選抜の調査書における「評定の範囲」の活用
- 第2学年の調査書に評定を記載する際に「評定の範囲」を活用することについては、平成29年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項に示す。また、第1学年については、平成30年度上記要項に示す。

## 【国語】

## 中学校第1学年（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと	基礎的・基本的な語彙・表現の理解
<p>(1) 話すこと・聞くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。</p> <p><b>アイウエオ</b></p> <p>(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p><b>アイ</b></p>	<p>(1) 書くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。</p> <p><b>アイウエオ</b></p> <p>(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p><b>アイウ</b></p>	<p>(1) 読むこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。</p> <p><b>アイウエオカ</b></p> <p>(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p><b>アイウ</b></p>	<p>(1) 「A 話すこと・聞くこと」、「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。</p> <p><b>ア (7) (4)</b> <b>イ (7) (4) (ウ) (エ) (オ)</b> <b>ウ (7) (4)</b></p> <p>(2) 書写に関する次の事項について指導する。</p> <p><b>アイ</b></p>

## 中学校第2学年（領域等別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

A 話すこと・聞くこと	B 書くこと	C 読むこと	基礎的・基本的な語彙・表現の理解
<p>(1) 話すこと・聞くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。</p> <p><b>アイウエオ</b></p> <p>(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p><b>アイ</b></p>	<p>(1) 書くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。</p> <p><b>アイウエオ</b></p> <p>(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p><b>アイウ</b></p>	<p>(1) 読むこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。</p> <p><b>アイウエオ</b></p> <p>(2) (1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p><b>アイウ</b></p>	<p>(1) 「A 話すこと・聞くこと」、「B 書くこと」及び「C 読むこと」の指導を通して、次の事項について指導する。</p> <p><b>ア (7) (4)</b> <b>イ (7) (4) (ウ) (エ) (オ)</b> <b>ウ (7) (4)</b></p> <p>(2) 書写に関する次の事項について指導する。</p> <p><b>アイ</b></p>

【社会】

中学校第2学年（分野別出題範囲）

※各学校は、自校の学習の進度等に応じて、下記の2種類の問題（「A問題」「B問題」）から1つ選択する。

○A問題

以下は、学習要領解説記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
<p>(2) 日本の様々な地域</p> <p>イ 世界と比べた日本の地域的特色</p> <p>(イ) (ウ) (エ) (7) 自然環境 を除く)</p> <p>ウ 日本の諸地域</p>	<p>(4) 近世の日本</p> <p>アイウエ</p>

○B問題

以下は、学習要領解説記載の内容項目

地理的分野	歴史的分野
<p>(2) 日本の様々な地域</p> <p>ア 日本の地域構成</p> <p>イ 世界と比べた日本の地域的特色</p> <p>(7) (イ) (ウ) (エ)</p> <p>ウ 日本の諸地域（九州，中国・四国，近畿，中部）</p>	<p>(4) 近世の日本</p> <p>ウエ</p> <p>(5) 近代の日本と世界</p> <p>アイ及びウの一部（帝国議会開設まで）</p>

【数学】

中学校第1学年（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領解説及び国立教育政策研究所「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D 資料の活用
<b>(1) アイウエ</b> <b>【正の数と負の数】</b> ・必要性と意味 ・四則計算とその意味 ・表現、処理 <b>(2) アイウエ</b> <b>【文字を用いた式】</b> ・必要性と意味 ・式の計算 ・表現、読み取り <b>(3) アイウ</b> <b>【一元一次方程式】</b> ・必要性と意味 ・解の意味 ・等式の性質 ・方程式を解く ・方程式の活用	<b>(1) アイ</b> <b>【平面図形】</b> ・基本的な作図とその活用 ・平行移動、対称移動及び回転移動	<b>(1) アイウエオ</b> <b>【比例と反比例】</b> ・関数関係の意味 ・比例、反比例の関係 ・座標の意味 ・比例、反比例の特徴 ・事象を捉え説明する	—

※ 「B 図形」(2) アイウ【空間図形と計量】、及び「D 資料の活用」(1) アイ は出題範囲から除く。  
 ※ 「B 図形」の範囲から、「扇形」は除く。

中学校第2学年（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領解説及び国立教育政策研究所「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」記載の内容項目

A 数と式	B 図形	C 関数	D 資料の活用
<b>(1) アイウ</b> <b>【文字を用いた式】</b> ・整式の加法、減法 ・単項式の乗法、除法 ・表現、説明 ・式の変形 <b>(2) アイウ</b> <b>【連立二元一次方程式】</b> ・必要性と意味 ・解の意味 ・方程式を解く ・方程式の活用	<b>(1) アイ</b> <b>【平行線の性質】</b> ・平行線や角の性質 ・多角形の角の性質 <b>(2) アイ</b> <b>【合同条件と証明】</b> ・合同の意味 ・三角形の合同条件 ・証明の必要性と意味 ・証明の方法	<b>(1) アイウエ</b> <b>【一次関数】</b> ・一次関数の関係 ・一次関数の特徴 ・二元一次方程式 ・事象を捉え説明する	—

※ 「B 図形」(2) ウ（三角形と平行四辺形）、及び「D 資料の活用」(1) アイ は出題範囲から除く。

【理科】

中学校第2学年（領域別出題範囲）

※各学校は、自校の学習の進捗等に応じて、下記の2種類の問題（「A問題」「B問題」）から1つ選択する。

○A問題

以下は学習指導要領解説記載の内容項目

第1分野		第2分野	
物理的領域	化学的領域	生物的領域	地学的領域
<b>(3)</b> 電流とその利用 <b>ア</b> 電流 <b>(7)</b> 回路と電流・電圧 <b>(4)</b> 電流・電圧と抵抗	<b>(4)</b> 化学変化と原子・分子 <b>ア</b> 物質の成り立ち <b>イ</b> 化学変化 <b>ウ</b> 化学変化と物質の質量	<b>(3)</b> 動物の生活と生物の変遷 <b>ア</b> 生物と細胞 <b>イ</b> 動物の体のつくりと働き <b>ウ</b> 動物の仲間 <b>エ</b> 生物の変遷と進化	—

○B問題

以下は学習指導要領解説記載の内容項目

第1分野		第2分野	
物理的領域	化学的領域	生物的領域	地学的領域
—	<b>(4)</b> 化学変化と原子・分子 <b>ア</b> 物質の成り立ち <b>イ</b> 化学変化 <b>ウ</b> 化学変化と物質の質量	<b>(3)</b> 動物の生活と生物の変遷 <b>ア</b> 生物と細胞 <b>イ</b> 動物の体のつくりと働き <b>ウ</b> 動物の仲間 <b>エ</b> 生物の変遷と進化	<b>(4)</b> 気象とその変化 <b>ア</b> 気象観測 <b>イ</b> 天気の変化 <b>(7)</b> 霧や雲の発生 <b>(4)</b> 前線の通過と天気の変化の一部（高気圧，低気圧のまわりの風の吹き方）

【英語】

中学校第1学年（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

(1)ア 聞くこと	(1)イ 話すこと	(1)ウ 読むこと	(1)エ 書くこと
(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)	—	(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)	(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)

中学校第2学年（領域別出題範囲）

以下は、学習指導要領記載の内容項目

(1)ア 聞くこと	(1)イ 話すこと	(1)ウ 読むこと	(1)エ 書くこと
(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)	—	(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)	(7) (イ) (ウ) (エ) (オ)

《取り扱う言語材料について》

1年生	2年生
<p>○単文、重文</p> <p>○肯定及び否定の平叙文（現在形）</p> <p>○肯定及び否定の命令文</p> <p>○疑問文のうち、動詞（現在形）で始まるもの、助動詞（do, does）で始まるもの及び疑問詞（how, what, where, who, whose）で始まるもの</p> <p>○名詞の単数形及び複数形</p> <p>○文構造</p> <p>◇ [主語＋動詞]</p> <p>◇ [主語＋動詞＋補語] のうち、</p> <p style="margin-left: 40px;">・主語＋be 動詞＋<math>\left. \begin{matrix} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{形容詞} \end{matrix} \right\}</math></p> <p>◇ [主語＋動詞＋目的語] のうち、</p> <p style="margin-left: 40px;">・主語＋動詞＋<math>\left. \begin{matrix} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \end{matrix} \right\}</math></p> <p>○代名詞のうち、人称、指示、疑問を表すもの</p> <p>○音声に関するもの</p>	<p>○単文、重文及び複文</p> <p>○肯定及び否定の平叙文</p> <p>○肯定及び否定の命令文</p> <p>○疑問文のうち、動詞で始まるもの、助動詞（can, do, may など）で始まるもの、or を含むもの及び疑問詞（how, what, when, where, which, who, whose, why）で始まるもの</p> <p>○文構造</p> <p>◇ [主語＋動詞]</p> <p>◇ [主語＋動詞＋補語] のうち、</p> <p style="margin-left: 40px;">・主語＋be 動詞＋<math>\left. \begin{matrix} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{形容詞} \end{matrix} \right\}</math></p> <p style="margin-left: 40px;">・主語＋be 動詞以外の動詞＋<math>\left. \begin{matrix} \text{名詞} \\ \text{形容詞} \end{matrix} \right\}</math></p> <p>◇ [主語＋動詞＋目的語] のうち、</p> <p style="margin-left: 40px;">・主語＋動詞＋<math>\left. \begin{matrix} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \\ \text{動名詞} \\ \text{to 不定詞} \\ \text{that で始まる節} \end{matrix} \right\}</math></p> <p>◇ [主語＋動詞＋間接目的語＋直接目的語] のうち、</p> <p style="margin-left: 40px;">・主語＋動詞＋間接目的語＋<math>\left. \begin{matrix} \text{名詞} \\ \text{代名詞} \end{matrix} \right\}</math></p> <p>◇There + be 動詞＋～</p> <p>○代名詞のうち、人称、指示、疑問、数量を表すもの</p> <p>○動詞の時制などのうち、現在形、過去形、現在進行形、過去進行形及び助動詞などを用いた未来表現</p> <p>○to 不定詞のうち、名詞としての用法及び副詞としての用法</p> <p>○動名詞</p> <p>○have to, don't have to</p> <p>○音声に関するもの</p>

平成27年度中学生チャレンジテスト 実施スケジュール

年	月	内 容
27年	4月	
	5月	学校基本情報の確認
	6月	周知用リーフレットの配送
	7月	抽出校の指定
	8月	
	9月	
	10月	実施マニュアル等の配送 学校基本情報の再確認
	11月	
	12月	
28年	1月	問題等の配送（12日） 調査実施（13日） 解答用紙の回収・抽出校から仮評定の回収（14日） 後日実施の回収（22日）
	2月	調査結果の提供
	3月	「評定の範囲」の提示

# 平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 結果の公表について

学校教育部 教育指導課

## 1. 内容

平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果については、これまで本市が実施している公表の方針を踏まえ、種目ごとの本市と国や府との比較を中心に、本市の児童・生徒の調査結果及び、特徴的な体力・運動能力の傾向等の公表を行うものです。

## 2. 経過

- (1) 平成 26 年度に本調査に関する実施要領が改訂され、「自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、配慮事項に基づき、公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。」と規定されました。
- (2) 平成 27 年 1 月 23 日開催の枚方市教育委員会協議会において、平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の公表は、これまでと同様、個々の学校名を明らかにした公表は行わず、体力向上に向けた取組の具体的な成果と課題に目を向けてもらうことが重要であるという観点から、本市の児童・生徒の調査結果及び特徴的な体力・運動能力の傾向等の公表を行うことが確認されました。このことを受け、平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領に基づき、前述の内容で公表しました。

## 3. 公表の時期等

平成 28 年 3 月をめどに、ホームページ等で公表します。

## 4. 参考資料

次ページのとおり



## 平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領

平成27年4月10日

文部科学省スポーツ・青少年局長

### 1. 調査の目的

- (1) 子供の体力・運動能力等の状況に鑑み、国が全国的な子供の体力・運動能力の状況を把握・分析することにより、子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- (2) 各教育委員会、各国公私立学校が全国的な状況との関係において自らの子供の体力・運動能力の向上に係る施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子供の体力・運動能力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。
- (3) 各国公私立学校が各児童生徒の体力・運動能力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康等に関する指導などの改善に役立てる。

### 2. 調査の名称

平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査

### 3. 調査の対象

- (1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。
  - ア 小学校調査  
小学校第5学年，特別支援学校小学部第5学年
  - イ 中学校調査  
中学校第2学年，中等教育学校第2学年，特別支援学校中学部第2学年  
ただし，特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒については，その障害の状態等を考慮して，参加の是非を適切に判断すること。

### 4. 調査事項

- (1) 児童生徒に対する調査
  - ア 実技に関する調査（以下、「実技調査」という。測定方法等は新体力テストと同様）
    - (ア) 小学校調査では，以下の種目を実施する。  
〔8種目〕 握力，上体起こし，長座体前屈，反復横とび，20mシャトルラン，50m，立ち幅とび，ソフトボール投げ
    - (イ) 中学校調査では，以下の種目を実施する。  
〔8種目〕 握力，上体起こし，長座体前屈，反復横とび，持久走，20mシャトルラン，50m走，立ち幅とび，ハンドボール投げ  
（※持久走か20mシャトルランのどちらかを選択）
  - イ 質問紙調査  
運動習慣，生活習慣等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。
- (2) 学校に対する質問紙調査  
子供の体力・運動能力等の向上等に係る取組等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

- (3) 教育委員会に対する質問紙調査  
子供の体力・運動能力等の向上等に係る施策等に関する質問紙調査（以下「教育委員会質問紙調査」という。）を実施する。

## 5. 調査実施日等

- (1) 児童生徒に対する調査
  - ア 実技調査実施期間  
平成27年4月から7月末までの期間に実施する。
  - イ 児童生徒質問紙調査実施期間  
調査票到着から7月末までの期間に実施する。
- (2) 学校質問紙調査実施期間  
調査票到着から7月末までの期間に実施する。
- (3) 教育委員会質問紙調査実施期間  
調査票到着から7月末までの期間に実施する。
- (4) 調査実施に関するスケジュール  
別紙1のとおりとする。

## 6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙2・別紙3）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

## 7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条（平成27年4月1日施行前は第23条）第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

- (1) 調査結果の示し方  
文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。
  - ア 実技に関する調査の結果として、
    - (ア) 各種目等の平均値、標準偏差、平均値の分布等がわかる図等

- (イ) 総合評価の段階別割合
- (ウ) 都道府県教育委員会，市町村教育委員会，学校，児童生徒をそれぞれ単位とした平均値等の分布等が分かるグラフ
- イ 児童生徒質問紙調査，学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の結果として，
  - (ア) 児童生徒質問紙調査，学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の回答状況
  - (イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析
  - (ウ) 学校質問紙調査の回答状況と実技に関する調査の平均値等との相関関係の分析
  - (エ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と学校質問紙調査及び教育委員会質問紙調査の回答状況との相関関係の分析
- ウ その他，調査の目的の達成に資する分析
- (2) 調査結果の文部科学省による公表
 

文部科学省は，調査の目的を踏まえ，以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については，公表後速やかに，文部科学省ホームページに掲載する。

  - ア 以下の(ア)から(ウ)までの区分に応じ，上記(1)ア及びイで示した結果
    - (ア) 国全体(国・公・私立学校全体の状況及び国・公・私立学校別の状況)
    - (イ) 都道府県ごと(公立学校全体の状況)
    - (ウ) 地域の規模等に応じたまとまりごと(「大都市」(政令指定都市及び東京23区)，「中核市」，「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における公立学校全体の状況)
  - イ その他，調査の目的の達成に資する分析
- (3) 調査結果等の提供
 

各教育委員会，学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は，調査報告書のほか，以下のとおりとする。

  - ア 文部科学省は，調査の目的の達成に資するため，各教育委員会，学校に対して，以下の調査結果を提供する。
    - (ア) 都道府県教育委員会に対しては，その設置管理する各学校の状況に関する調査結果，当該都道府県における公立学校全体の状況，域内の各市町村における公立学校全体の状況及び市町村が設置管理する各学校全体の状況に関する調査結果
    - (イ) 市町村教育委員会に対しては，当該市町村における公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果
    - (ウ) 学校に対しては，当該学校全体の状況及び各児童生徒に関する調査結果及び個人票
    - (エ) その他，調査の目的の達成に資する調査結果
  - イ 各学校は，各児童生徒に対し，個人票を提供する。
- (4) 調査結果の活用
 

各教育委員会，学校等及び文部科学省においては，調査の目的を達成するため，以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

  - ア 各教育委員会，学校等においては，多面的な分析を行い，自らの子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を把握・検証し，

保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に取り組むこと。

イ 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な運動習慣の改善等に努めるとともに、自らの体育的活動における指導等の改善に向けて取り組むこと。

ウ 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた取組を進めること。

エ 文部科学省は、児童生徒の体力・運動能力や運動習慣等をきめ細かく把握・分析することにより、体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力等の向上に係る施策の改善、各児童生徒の全般的な運動習慣の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは体力・運動能力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村の状況及び市町村教育委員会が設置管理する学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合に限り、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表(市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。)を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法(例えば、教育事務所単位の状況の公表等)で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- (エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。
- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に体力合計点などの数値のみの公表は行わないこと。
- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談すること。
- また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。
- なお、体力合計点などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- ④ 調査の目的や、調査結果は体力・運動能力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。
- (オ) 教育委員会が独自に実施する体力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。
- イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い
- (ア) 文部科学省は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについては、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。
- (イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に7.(5)ア

(エ) を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

## 8. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問合せや調査票の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

## 9. 留意事項

- (1) 各教育委員会、学校等における実施・活用体制等  
調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。
  - ア 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。
  - イ 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し適切に実施体制を整備すること。
  - ウ 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を見守る児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。
  - エ 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。
  - オ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。
  - カ 各教育委員会、学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。
  - キ 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して子供の体力・運動能力及び子供の体力・運動能力の向上に係る施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。
- (2) 個人情報の保護
  - ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する調査用紙等について、児童生徒の氏名を取得しない形式を用いることとする。
  - イ 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。
- (3) 教育課程上の位置付け  
実技調査及び児童生徒質問紙調査については、教育委員会及び学校の判断により、特別活動での取り扱いのほか、体育、保健体育の授業時数の一部として学習指導要領に示された内容に加えて取り扱うことが可能であること。
- (4) 実技調査実施上の一般的注意
  - ア 実技調査の実施に当たっては、児童生徒の健康状態を十分把握し、事故防止に万全の注意を払うこと。特に、医師から運動を禁止又は制限されている児童生徒はも

ちろん、当日の身体の異常（発熱、倦怠感）を訴える児童生徒は、当日は調査を行わず、各学校の状況に応じて代替日を設けるなど適切な措置を行うこと。また、調査中においても異常を自覚した場合、すみやかに中止するよう事前に指示等を出しておくこと。

- イ 熱中症による事故を防ぐため、実技調査を実施する際は、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー（独立法人日本スポーツ振興センター）」等を参考とすること。また、実施する際には十分に水分等を補給できるようにすることや、日除けを設けること、換気を十分に行うことなど適切な措置を行うこと。
- ウ 実技調査は、調整済みの器具の使用や測定方法など、実施マニュアルに従い定められた方法の通り正確に行うこと。
- エ 実技調査前後には、適切な準備運動及び整理運動を行うこと。

## 調査実施に関するスケジュール

	文部科学省等 (※1)	都道府県等 (※2)	設置管理者	学 校
平成27年	4月	実施要領の通知(公表)	実施要領 受領・周知	実施要領 受領
	7月	調査票等の発送		調査票等 の受領
				4月～7月 調査実施
		調査結果の回収		調査結果の提出
	11月 ～ 12月	調査結果の公表 及び教育委員会、 学校等への提供	調査結果の受領	調査結果の受領
報告書のとりま とめ		報告書の受領	報告書の受領	報告書の受領

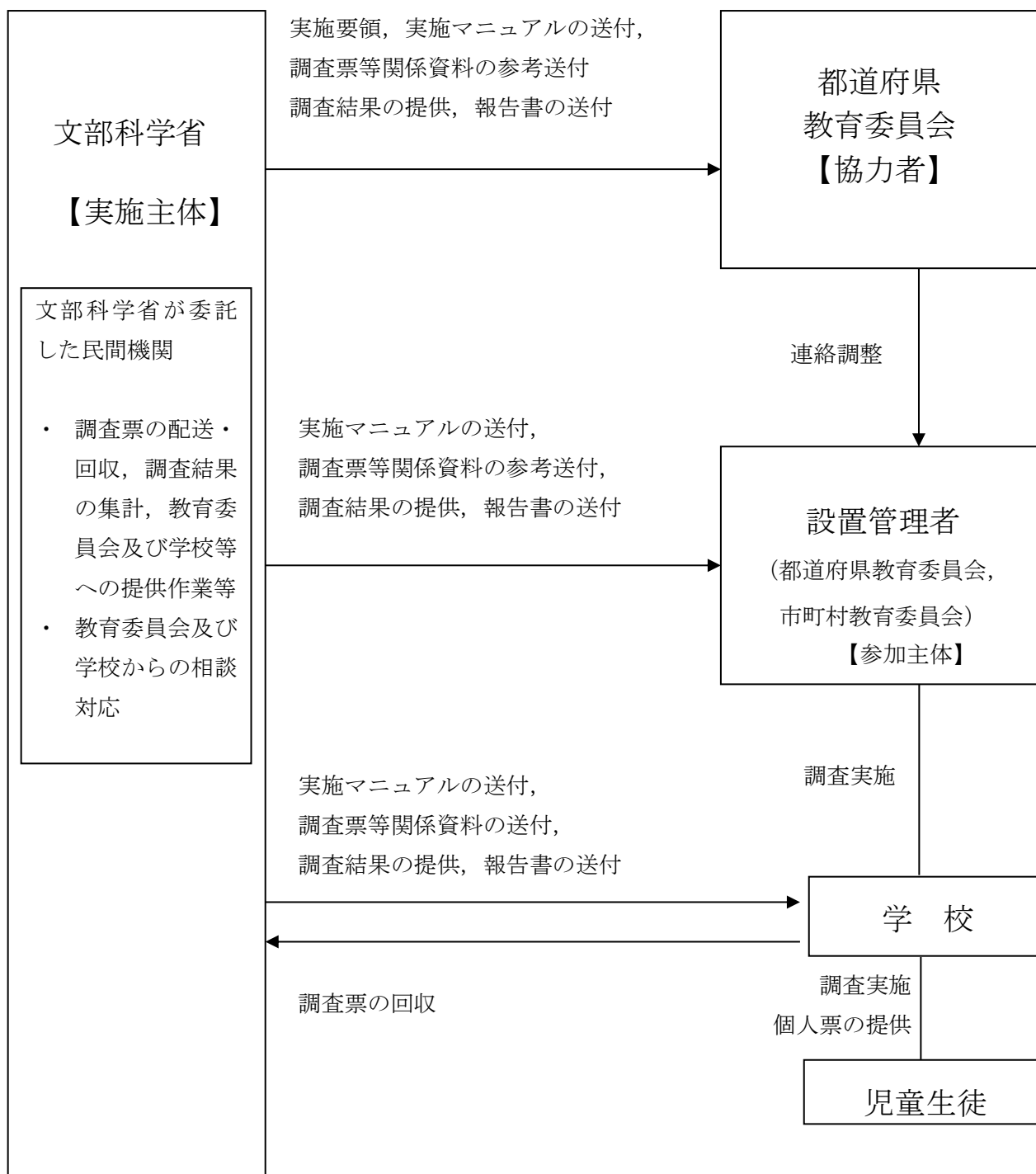
※ 1 文部科学省等には、文部科学省が委託した民間機関を含む

※ 2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局をいう。



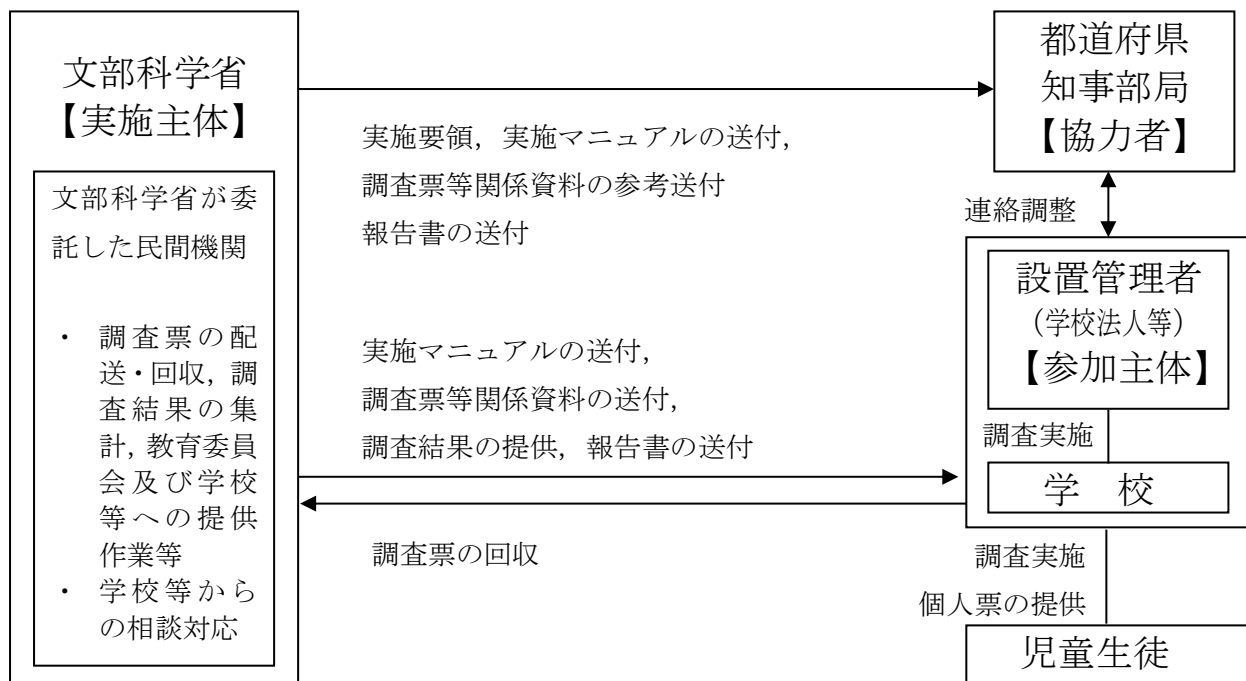
### 調査の実施系統図【公立学校】

公立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



### 調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する調査は、次のような系統で行う。



### 調査の実施系統図【国立大学法人学校】

国立大学法人学校において実施する調査は、次のような系統で行う。

